

## ●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成21年10月27日

香川県監査委員 宮本 欣貞  
同 都村 尚志  
同 鍋嶋 明人  
同 仲山 省三

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成20年度及び平成21年度の7月まで
- 3 措置の状況

監 査	結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
指導注意事項	通勤手当について、通勤方法の変更手続きが行われておらず、支給額に誤りがあるものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。  また、通勤手当の支給に係る校長による随時確認が不十分であった。（高松養護学校）	直ちに通勤方法の変更手続きをとり、正当額との差額を返納させた。  校長に対して手当の確認を適正に行うよう指示した。